## SDGs達成に向けた宣言書(要件1)

宣言日令和5年1月23日

住 所 越谷市赤山本町17番地16

県内企業等の名称 税理士法人 埼玉東部会計事務所

代表者役職 氏名 代表社員 天坂 葉平

税理士法人 埼玉東部会計事務所

はSDGsの内容を理解し、SDGs達成に向けた

取組方針を下記のとおり宣言します。

記

## SDGs達成に向けた県内企業等の取組方針

当事務所の経営理念である「誰もが何でも気軽に相談できる事務所」に基づき、税金の相談のみならず、会社・事業の経営に関するすべての問題にパートナーとして寄り添うことで、地域社会の発展に貢献していきます。この方針は、持続可能な開発目標(SDGs)と同じ方向を目指すものであり、職員ひとりひとりが誠実に事業活動に取り組むことにより、SDGsの達成に貢献してまいります。

三側面	SDGs達成に向けた重点的な取組	指 標
環境	環境保護の観点から、ペーパーレス化を推	<2030年に向けた指標>
	進し、紙の使用量を削減する。	2021年比 30%削減
	<(現状値)2021年の数値>	<取組開始3年後に向けた指標>
	コピー用紙使用料:440,000枚/年	2021年比 10%削減
社会	社会貢献活動の一環として、周辺地域の美化活動を行う。	<2030年に向けた指標>
	<(現状値)2021年の数値> ①活動実施回数:12回/年(のべ20人参	①20回/年(のべ40人参加) ②近隣400m圏内
		<取組開始3年後に向けた指標>
	加) ②清掃実施範囲:近隣100m圏内	①16回/年(のべ32人参加) ②近隣200m圏内
経済	地域経済の活性化に貢献するため、地元 の新規取引業者を増加させる。	<2030年に向けた指標>
		5社/年
	<(現状値)2021年の数値> 新規取引業者:1社/年	<取組開始3年後に向けた指標>
		3社/年

## 【記載留意点】

- ・本様式は県のホームページで公開致しますので、様式を修正したり加工しないで御使用ください。
- ・(様式第3号)SDGs達成に向けた県内企業等の基本的取組事項(要件2)に記載いただいた取組内容を踏まえ、「環境」「社会」「経済」の三側面の全てについて、「SDGs達成に向けた重点的な取組」を記載してください。
- ・指標は数値目標を記載してください。
- ・SDGsのターゲット年である2030年に向けた指標をベースにして、取組開始から3年後に向けた指標を記載してください。
- ・SDGs達成に向けた重点的な取組の項目には、現時点での数値を御記入ください。